

さつま町教育委員会告示第3号

さつま町教育委員会の行事の共催及び後援に関する要綱を次のように定めた。

平成23年6月15日

さつま町教育委員会

さつま町教育委員会の行事の共催及び後援に関する要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、さつま町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が教育の振興に寄与すると認められる行事の共催及び後援を行う場合の基準等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 共催 行事の企画又は運営に参加し、当該行事の実施についてもその一部を負担することをいう。
- (2) 後援 行事の趣旨に賛同し、当該行事の実施について協力することをいう。

(共催等の名義)

第3条 教育委員会が行事の共催又は後援(以下「共催等」という。)を行う場合の名義は、さつま町教育委員会とする。

(共催等の承認基準)

第4条 教育委員会が行事の共催等の承認を行う場合の基準は、次のとおりとする。

- (1) 行事の主催者が次のいずれかに該当するもの
 - ア 国若しくは地方公共団体又はこれらに準ずるもの
 - イ 学校及び学校の連合体
 - ウ 学校教育、社会教育及び社会体育に関する団体、文化団体、教育研究団体、新聞社・放送局等報道機関その他の団体で、当該団体の設立目的又は活動状況等が教育委員会の教育行政の運営に関する基本方針等に反しないものと認められるもの
- (2) 事業の内容が次のいずれにも該当するもの
 - ア 事業の内容が明らかに教育、学術、文化及びスポーツの普及向上に寄与するもので、公益性のあるもの
 - イ 事業の内容が教育委員会の教育行政の運営に関する基本方針等に即したもの
 - ウ 事業の内容が明らかに営利を目的とするものでないと認められるもの

エ 事業の規模が町内全域又はこれに準ずる程度の区域にわたるもの

(3) その他次の要件を満たすもの

ア 主催者の存在及び基礎が明確で、事業遂行能力が十分であると判断されるもの

イ 講習会等にあつては、その講師が事業の目的からみて真に適当な人物であること

ウ 開催、開設等の場所が公衆衛生、災害防止等について、十分な設備及び措置が講じられていること

エ 主催者が参加者等から入場料、参加料等の経費を徴収する場合は、事業の遂行上やむを得ない場合であつて、参加者等に過重の負担とならないと認めるもの

オ 過去に教育委員会が行事の共催等の承認をしたもので、当該承認の条件を履行しなかったことがないこと

2 行事が、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、教育委員会は共催等をしてしないものとする。

(1) 政治的目的又は宗教的目的を有する内容が含まれているもの

(2) 私的な利益を目的とするもの

(3) 風致上好ましくないもの

(4) その他中正を欠く意図が感じられるもの

(共催等の承認申請)

第5条 行事の共催等の承認を受けようとする者は、当該行事の開始日前14日までに、行事の共催（後援）承認申請書（第1号様式）をさつま町教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に提出しなければならない。

2 教育長は、必要があると認めるときは、前項の規定による申請をしようとする者に、次に掲げる書類を提出させるものとする。

(1) 事業の開催（実施）要領又は事業計画書

(2) 事業の収支予算書

(3) その他必要と認める書類

(共催等の承認)

第6条 教育長は、前条第1項の規定による申請について、当該申請に係る行事の共催等の承認を決定した場合には、行事の共催（後援）承認通知書（第2号様式）により、承認しない場合は、行事の共催（後援）非承認通知書（第3号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

2 教育長は、前項の規定により行事の共催等の承認をする場合には、承認期間その他必要な条件を付けるものとする。

(事業内容の変更)

第7条 行事の共催等の承認を受けた者は、当該承認に係る事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ教育長の承認を受けなければならない。ただし、変更に係る事項が軽易なものであると認められるときは、届出をもってこれに代えることができる。

(共催等の承認の取消し等)

第8条 教育長は、行事の共催等の承認を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、直ちにその是正を命じ、又は当該承認を取り消すものとする。

- (1) 虚偽の申請を行ったとき
- (2) 事業の内容等が第4条に規定する基準等を逸脱するものとなったとき
- (3) 承認の条件に違反したとき

(実施結果の報告)

第9条 教育長は、必要があると認めるときは、行事の共催等の承認を受けた者に対して、当該承認に係る事業の実施結果について、報告を求めることができる。

(共催等の承認期間)

第10条 行事の共催等の承認の期間は、承認の日から当該承認に係る事業の終了する日までとする。ただし、6月を超えることはできない。

2 前項ただし書の規定にかかわらず、当該承認に係る事業の内容からみて相当長期間の承認が必要であると認められる場合は、教育長の定める期間とする。

(表彰状等の交付申請)

第11条 第5条第1項の規定による申請をしようとする者で、当該申請に係る事業の実施に関し教育委員会の名称を使用した表彰状、賞品等（以下「表彰状等」という。）の交付（当該申請をしようとする者が自ら準備する表彰状等に教育委員会の名称を使用する場合の承認を含む。以下同じ。）を受けようとするものは、同項の規定による申請と同時に、表彰状等交付申請書（第4号様式）に、次の各号に掲げる書類を添えて、教育長に提出しなければならない。

- (1) 表彰等の基準、種類、審査方法等を記載した書類
- (2) 表彰状等の見本
- (3) 被表彰者名簿

2 第6条から第9条までの規定は、前項の規定による表彰状等の交付申請に関して準用する。この場合において、これらの規定中「行事の共催等」とあるのは「表彰状等の交付」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行し、平成23年4月1日から適用する。